

災害に備える!

電源が必要な医療的ケアをお持ちのみなさまへ

岐阜県のガイドブックと支援制度のご案内



1 医療的ケア児等 災害時電源確保 ガイドブック

停電時に医療機器が使えなくなるリスクを防ぐため、非常用電源の確保の方法や避難情報をまとめたガイドブックです。

日頃の準備や災害が発生した際の行動の参考にご活用ください。

ダウンロード▶

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/128726.html>



災害に備えて日頃から準備しておくべきことを確認しましょう

災害に備えるために
具体的に何をすればいいの？

非常用電源は
どんなものを用意すればいいの？

2 地域でくらす かけはしノート

医療・福祉・教育・行政が連携し、本人の症状や医療情報を記録し、情報共有するためのノートです。必要な情報を一冊にまとめた構成となっています。

ダウンロード▶

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/73654.html>



災害時、緊急時に「本人の情報」「緊急時情報提供カード」を使用することで、周りに知っている人がいなくても、本人の情報や緊急連絡先がわかります。

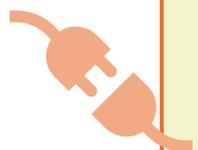
3 非常用電源の購入を助成 (要電源重度障がい児者災害時等 非常用電源整備事業費補助金制度)

県内市町村では、電源を必要とする在宅の重度障がい児者等が、**非常用電源(蓄電池など)を購入する際の費用を一部助成する制度**を設けています。ぜひご活用ください。

◆各市町村における補助制度の概要については
県公式ホームページをご覧ください。

詳細を確認▶

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/128699.htm>



市町村により補助対象となる要件や補助基準額が異なります。補助対象の詳細、補助申請手続きなど、制度の詳細についてはお住いの市町村担当所属へお問い合わせください。

お問い合わせ 岐阜県 健康福祉部 医療福祉連携推進課 障がい児者医療推進係

TEL 058-272-1111(内線3284) 平日8:30~17:15(土・日・祝日、年末年始を除く)

岐阜県地震防災行動計画3つの柱



自助

共助

公助

「自らの命は自分で守る」 「みんなの命は地域で守る」 「国、県、市町村が支援する」

この3点のうち、どれか一つがかけても十分な対策はできません。
日頃から、家庭・職場・地域で防災対策の備えについて点検・見直しをしましょう。

確認して
みよう!

ハザードマップを確認しておきましょう

インターネットでハザードマップと検索してください。災害種別ごとに想定被害が掲載されています。自宅や勤務先、学校のある場所などの危険性を家族で確認しておきましょう。国土交通省が作成している「わがまちハザードマップ」というサイトがおすすめです。

保存水や非常食の準備はできていますか？

水は持ち出す場合、1人1日3Lを目安とし、3日分の準備をしておくことが推奨されています。なぜ3日分かという、災害救助の初動3日間は生存者の救助が優先となり、支援物資の配給や援助活動が本格化するの4日目以降となるからです。岐阜県地震防災行動計画3つの柱の1つ「自助」の力を発揮できるよう準備しておきましょう。

また非常食は多くの種類が販売されています。災害発生後の数日はライフラインが止まっても食べられる調理不要なものが必要となり、それ以降は栄養バランスのよい加熱できるものが推奨されています。避難時の命を繋ぐ食事ですが、食べ慣れていて口に合うものが準備できていると安心です。家族で試食をしながら選んでいくことが大切です。

知っていますか？ 指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所

●指定緊急避難場所とは

災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所です。災害種別ごとに指定が行われます。避難生活を送る場所ではないため、保存水や非常食の備蓄はありません。

●指定避難所とは

災害が発生した場合に避難をしてきた被災者が一定期間生活するための施設です。災害種別に限らず指定が行われます。(※災害種別を想定している場合もあります)指定緊急避難場所と指定避難所を兼ねている場合もあります。

●福祉避難所とは

災害発生時に要配慮者(主として高齢者、障がいのある人、乳幼児その他の特に配慮を要する者)を受け入れる避難所です。一般の避難所では生活が困難な要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられる体制が整備された施設となります。市町村が福祉避難所の開設を決定後、対象となる人が順次避難していきます。なお、「個別避難計画」において、避難先となる福祉避難所を事前に決めてある場合などには、その福祉避難所への直接避難も可能です。まずは家族で災害種別ごとに安全な集合場所を話し合っておきましょう。

個別避難計画を作成しておきましょう

●個別避難計画とは

災害時に**避難行動要支援者名簿(※)**に記載のある人へどのような支援を行うか事前に把握するためのもので、市町村で作成・管理しています。市町村の障がい福祉担当課などへお尋ねいただくと策定の手続きができます。個別避難計画を作成しておくことで、災害が発生した時に、誰の援助を受け、どこの避難所に、どうやって避難するかなど、具体的に計画することができます。

(※)避難行動要支援者名簿の登録

災害時に避難支援を必要とする人の情報を管理するためのもので、市町村で作成・管理しています。避難行動要支援者名簿を参考に、災害時に支援を行う消防団や自主防災組織などが支援活動を行います。避難行動要支援者名簿に登録しておくことで、災害時に支援が必要であることを知ってもらうことが大切です。公助をうけるために、まずは避難行動要支援者名簿の登録手続きをしておきましょう。詳しくは市町村の障がい福祉担当課などへお尋ねください。